

大分県おおいたキャリアール認証企業応援補助金実施要領

令和7年4月1日伺定

令和7年6月1日改正

令和8年4月1日改正

1 目的

この補助金は、県内中小企業が行う女性が働きやすい職場環境の整備を支援することにより、女性の就業、就業継続及び職務領域の拡大等を図り、もって就業生活における女性の活躍推進に資することを目的とする。

2 対象事業者

この事業の対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大分県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 資本金または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者が300人以下であること。なお、「常時雇用する労働者」とは、雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている者を指し、次の者が該当する。
 - ① 期間の定めなく雇用されている者
 - ② 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者でも、その雇用期間が反復更新され、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者
- (3) 女性活躍応援県おおいた認証企業（おおいたキャリアール認証企業）であること。
- (4) 経営者又は従業員が大分県消費生活・男女共同参画プラザ主催又は共催の女性活躍に関するセミナーを1回以上受講していること（令和5年度以降の受講又は補助金申請日が属する年度の受講予定も含む）。

3 用語の定義

この要領における、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「女性が働きやすい職場環境の整備支援に資する事業」とは、別表に掲げる事業をいう。

4 事業の採択

- (1) 女性が働きやすい職場環境の整備支援に資する事業に対する補助を希望する者は、次に掲げる書類を知事あてに提出するものとする。
 - ① 収支予算書
 - ② 事業計画の詳細が把握できる事業内訳書、見積書、パンフレット等
 - ③ その他知事が必要と認める書類

(2) 知事は、前号の規定により提出があった場合は、その都度、支援の適否を判断し、その旨及び補助内示額を提出者あて通知するものとする。

(3) 前号の規定により「適」の通知を受けた者は、通知後、事業の延期又は中止等をしようとする場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 県の助成

知事は、当該年度の予算の範囲内において、上記4により採択された事業について、別に定める大分県おおいたキャリアール認証企業応援補助金補助金交付要綱により助成するものとする。

附 則

この実施要領は、令和7年度の予算に係る大分県おおいたキャリアール認証企業応援補助金から適用する。

附 則

改正後の実施要領は、令和8年度の予算に係る大分県おおいたキャリアール認証企業応援補助金から適用する。

別表1(女性の継続就労支援)

補助対象事業
女性の継続就労支援に資する次に掲げる事業 1 テレワークを行うための設備(PC・モバイル端末のリース、モバイルWi-Fiルーターレンタル、WEB会議システムやコミュニケーションツール等)の導入 2 フレックスタイム導入等に伴う勤怠労務管理ツールの整備 3 インターネット環境の整備 4 女性の就労環境の整備(男女別トイレ、更衣室等の設置または改修)

別表2(女性の職務領域拡大支援)

補助対象事業
女性の職務領域拡大支援に資する次に掲げる事業 1 省力化設備(パワースーツなどで重量物の運搬を省力化する補助器具や女性の体格に合わせた設備等)の導入 2 資格取得の支援 【注】資格取得については費用負担制度を新設・拡充した場合に限る

別表3(女性の健康課題支援)

補助対象事業
女性の健康課題支援に資する次に掲げる事業 1 経営者や従業員の健康課題への理解・意識醸成に関する研修の実施 2 女性の健康に関する外部相談窓口等の活用 3 従業員向けフェムテック製品・サービスの導入 4 女性向け健康診査(各種がん検診を含む)の実施